

みんなで考えよう！

3市町合併

3市町合併協議会設置議案 が議決されました！

7月9日（金）岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会の設置に関する関係議案が3市町同一日で上程され、採決の結果賛成多数で可決されました。

これにより7月20日（火）の第1回の合併協議会の開催に向けた作業が始まります。

また、下諏訪町の下諏訪体育館内に岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会の新事務所が開所します。

合併協議会では、新市のまちづくりや市民のみなさんの生活に密着した市民サービスについて、合併後の姿が見えるよう、次の合併協定項目について、具体的な協議を進めていきます。

合併協定項目（案）

○基本的な協定項目（基本4項目）

① 合併の方式	② 合併の時期	③ 新市の名称	④ 新市の事務所の位置
---------	---------	---------	-------------

○その他の協定項目

⑤ 財産の取扱い（公の施設を含む）	⑩ 特別職の身分の取扱い	⑰ 補助金、交付金等の取扱い
⑥ 議会の議員の定数及び任期の取扱い	⑪ 地域審議会の取扱い	⑱ 町名・字名の取扱い
	⑫ 条例、例規等の取扱い	⑲ 慣行の取扱い
⑦ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	⑬ 事務組織及び機構の取扱い	⑳ 消防団の取扱い
	⑭ 一部事務組合等の取扱い	㉑ 行政区の取扱い
⑧ 地方税の取扱い	⑮ 使用料、手数料等の取扱い	㉒ 各種事務事業の取扱い
⑨ 一般職の職員の身分の取扱い	⑯ 公共的団体等の取扱い	㉓ 新市建設計画

☆合併に関するお問い合わせは、市役所広域合併推進室 ☎23-4811（内線1521）または岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会事務局 〒393-0087 下諏訪町4611-11（下諏訪体育館内）☎26-4151 ㊚26-4153

市議会臨時会 開催

第5回岡谷市議会臨時会が、7月9日（金）に開催されました。

この議会では、岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会設置、補正予算の審議などが行われました。主な内容をお知らせします。

▽地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき、岡谷市、諏訪市、下諏訪町合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成、その他合併に関する協議を行うため、規約を定め、岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会を設置することを決めました。

▽5月23日（日）に市道32号線（湖畔街道）の路面の穴に落ち、普通自動車に損傷したことに伴う、和解及び損害賠償の額を市70%、相手方30%とし、14万5721円支払うことについて報告を受けました。

◆補正予算◆

▽平成16年度一般会計で、岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会設置に要する経費等に伴い、25億41万7千円を追加し、総額233億7014万9千円とすることを決めました。

市議会の会議録は岡谷市議会ホームページからご覧いただけます

公的個人認証サービスが始まりました

ICカード（住民基本台帳カード等）を利用して、行政機関への申請手続きなどが、自宅のパソコンから手軽にできるようになります。



公的個人認証サービスとは

今後、様々な行政手続がインターネットを通じてできるようになります。この際、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんなどを防ぐ必要があります。公的個人認証サービスとは、電子証明書を交付することにより、こうした機能を全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。

電子証明書を取得するには

事前に電子証明書を記録できるICカード（住民基本台帳カード等）を用意し、市民課窓口にお申し出ください。本人確認を行いますので、旅券・運転免許証等の公的な写真付身分証明書をお持ちの方は、いずれか一つをお持ちください。証明書の有効期間は3年です。ただし、住所や名前を変更したときは期限内でも無効になります。

インターネットを利用したオンライン申請について

● 事前の準備

インターネットを利用できるパソコンの環境と、ICカードのリーダーライタ（読み取り装置）が必要です。その上で、電子証明書を取得する際に市民課窓口で配布されるソフトウェアを、ご利用のパソコンで読み込んでください。

公的個人認証サービスをご利用になるには

1

住民基本台帳カードなどのICカードを持って、市民課窓口に行きます。



2

電子証明書発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書（免許証など）を提示します。



3

窓口に設置されている鍵ペア生成装置にICカードをセットし、画面の表示に従って電子証明書の発行に必要な鍵ペアを作成します。



4

窓口にICカードを提出し、電子証明書をICカードの中に記録します。



公的個人認証サービスの提供者は長野県となります。公的個人認証サービスについて、必要となる情報は、長野県 <http://www.pref.nagano.jp> および公的個人認証サービス都道府県協議会 <http://www.jpki.go.jp> のサイトをご覧ください。

● 実際の利用

1

自宅などのパソコンで、申請や届出をする行政機関のホームページを開きます。

2

利用したい申請・届出のページを開き、必要な事項を入力します。（電子申請書の作成）

3

電子証明書が記録されたICカードをリーダーライタにセットし、暗証番号を入力します。

4

画面上で「電子署名」をクリックすると、ICカードとパソコンの間で情報が確認されます。

5

送信ボタンを押すと、申請書・電子署名・電子証明書が暗号化されて行政機関に送信されます。

6

行政機関で電子証明書の確認や申請書との照合が行われ、申請や届出が受け付けられます。

◆ 詳しくは、市民課

☎ 23-4811

（内線1153）まで